○東北地方整備局告示第三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十三日　東北地方整備局長　青山　俊行

一　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四　号　盛岡市北山一丁目三一六番から同市北山一丁目三二四番まで　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月二十三日

○関東地方整備局告示第七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十三日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年関東地方整備局告示第二百三十八号桶川都市計画道路事業三・三・四号滝の宮線

三　事業施行期間　自平成十九年七月三日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十三日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年関東地方整備局告示第百三十六号上尾都市計画道路事業三・四・七号中山道及び桶川都市計画道路事業三・四・七号仲仙道

三　事業施行期間　自平成十八年三月二十二日至平成二十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十三日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成四十八年建設省告示第四百九十七号野田都市計画、流山都市計画、柏都市計画、松戸都市計画、市川都市計画、浦安都市計画、船橋都市計画及び鎌ケ谷都市計画下水道事業江戸川左岸流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十八年三月十五日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○北陸地方整備局告示第二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十三日　北陸地方整備局長　前川　秀和

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　八号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
小松市蓮代寺町ケ一〇番一から同市蓮代寺町ケ四番まで	前	五八・二〇～一〇五・二〇メートル
	後	六五・二〇～二五六・〇〇　〇・一四八キロメートル

四　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○中部地方整備局告示第四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十三日　中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年中部地方整備局告示第六十八号名古屋都市計画道路事業三・四・六百十六号助七西市場線

三　事業施行期間　自平成十九年七月二十四日至平成二十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十三日　中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年中部地方整備局告示第一号稲沢中島都市計画道路事業三・三・十四号稲沢西春線

三　事業施行期間　自平成十六年一月五日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十三日　中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年中部地方整備局告示第九十四号衣浦東部都市計画道路事業三・四・三十八号吉浜棚尾線

三　事業施行期間　自平成十七年九月二十九日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし